

外国人技能実習生制度 のご提案



国土交通省認可 国関整建一産第434号
特定監理事業 許1804000342
<http://www.boukatsu.jp>

目次

I.外国人技能実習制度のご紹介

II.受入企業様のメリット

III.技能実習のご説明

1. 入国から帰国まで

2. 技能実習1号～3号口の違い

3. 受入可能数

4. 受入企業様のご負担

IV.技能実習生受入から帰国までの流れ

1. 選定から入国手続き

2. 必要書類と受入準備（生活必需品の例）

3. 入国から帰国まで

4. 受入の流れ

I. 外国人技能実習制度とは

■ 開発途上国等の青年・壮年労働者を日本に受入れ、監理団体の行う一定期間の講習*を受けた後に、日本で開発、蓄積された技能、技術、知識を体得し、帰国後に体得した技能・技術・知識を当該開発途上国へ移転し、その経済発展を担える『人財』育成に寄与することを目的に創設されたものです。

* 『日本語』、 『日本での生活一般に関する知識』、 『技能実習生の法的保護に必要な情報』、 『日本での円滑な技能等の取得に必要な知識』 等

■ 技能実習制度は、講習期間と合わせて最長5年間の期間において、雇用関係の下、技能実習生が、より実践的かつ実務的に技術・技能・知識を習熟することを内容としています。

Ⅱ. 受入企業様のメリット

■ 人材・雇用の安定

講習期間と最長5年間の実習が可能、雇用の安定化
意欲ある若い技能実習生の採用で、職場が明るくなり活性化

■ 企業様のグローバル化

既存従業員の外国人実習生との異文化交流で、社内が国際化
海外拠点設立や海外取引の拡大時の人財

■ 作業の効率化・生産性の向上

技能実習生受入れ契機に作業工程やマニュアルを見直し、作業効率改善
技能実習生の生産活動に従事による生産性向上

Ⅲ. 技能実習のご説明 1. 入国から帰国まで

- 入国から帰国まで組合が責任をもって援助・指導
- 月一回以上、組合担当者が通訳を伴い巡回訪問

基礎級実技試験及び
学科試験の合格が必須

3級実技試験の
合格が必須

2級実技試験の
合格が必須

入国

一旦帰国（1ヶ月以上）

帰国

入国1年目		2年目		3年目		4年目		5年目	
技能実習1号		技能実習2号				技能実習3号			
講習	実習	実習				実習			

【入国】
在留資格
『技能実習1号口』

【在留資格の変更又は取得】
在留資格『技能実習2号口』
①対象職種
送出国のニーズがあり、公的
技能評価制度が整備されてい
る職種
②対象者
所定の技能評価試験（技能検
定基礎級相当）の学科試験及
び実技試験の合格者

【在留資格の変更又は取得】
在留資格『技能実習3号口』
①対象職種
技能実習2号口移行対象と同
一
②対象者
所定の技能評価試験（技能検
定3級相当）の実技試験の合
格者
③監理団体及び実習実施者
一定の明確な条件を満たし、
優良なことが認められること

Ⅲ. 技能実習のご説明

2. 技能実習1号口～3号口の違い

■ 各技能実習の活動内容、給付給与の違い

	活動内容	給付給与	備考
技能実習1号口 (講習期間1ヶ月)	組合主導で円滑な技能等の習得に資する知識、日本の生活に関する講習等	『研修手当』を定額支給	非労働者のため 時間外労働・休日労働は認められず 違反時は、受入企業様が処罰対象
技能実習1号口 (講習期間後～1年目)	監理団体の責任及び監理の下、日本の公私の機関との雇用契約に基づき、当該機関業務に従事しておこなう技能等を習得	労働の対価となる『給与』を支給	一般労働者同様に 時間外労働・休日従事は認められる 労働基準法を遵守し、就業規則・雇用契約に則った給与を支給
技能実習2号口 (2～3年目)	移行対象職種*について企業様等の技術習熟『特定活動』となり労働者に該当		
技能実習2号口 (3～4年目)			

*移行対象職種は、別紙○参照

Ⅲ. 技能実習のご説明

3. 受入可能人数

- 一年間に一度に受入れ可能な技能実習数は、受入企業様の規模で異なります。
- 優良基準適応者様は受入可能人数が多くなります。

受入企業様の 常勤職員数 (雇用保険加入者数) [パート・アルバイトは含まない]	基本人数枠 技能実習1号 (1年目)	技能実習2号 (2~3年目)	優良基準適合者様		
			1号 (1年目)	2号 (2~3年目)	3号 (4~5年目)
301人以上	常勤職員の5%	基本人数枠 の2倍	基本人数枠 の2倍	基本人数枠 の4倍	基本人数枠 の6倍
201人~300人	最大15人				
101人~200人	最大10人				
51人~100人	最大6人				
41人~50人	最大5人				
31人~40人	最大4人				
30人以下	最大3人				

Ⅲ. 技能実習のご説明

4. 受入企業様のご負担

	手当・給与等	その他費用	管理費
技能実習1号口 (講習期間1ヶ月)	『研修(講習)手当』 60,000～ /月/人	①入国の渡航費 ②生活必需品 ③住居費 ④水道光熱費 ⑤技能実習生保険	①組合管理費 45,000円/月/人 母国送出し機関(5,000円/月) に支払う管理費、通訳巡回費、 関係先提出資料作成費等、 全て含みます
技能実習1号口 (講習期間終了後 ～1年目)	『実給与』	①帰国の渡航費 以下は、給与天引き可能 ②社会保険の企業様 負担分 (保険額折半) ③住居費 ④水道光熱費	
技能実習2号口 (2～3年目)			
技能実習3号口 (4～5年目)			

IV. 受入から帰国までの流れ 1. 選定から入国手続前

(1) 技能実習生受入決定・申込み

- ①組合担当者が制度の詳細を受入企業担当者様へご説明
- ②受入希望の職種、作業が適合しているかの確認
- ③受入予定の技能実習生に対する選定要望の確認

(2) 現地面接 [一次面接]

- ①母国側送出し機関と組合で受入企業様の希望に応じた技能実習生候補を一次選抜
(書類選考及び筆記試験)

(3) 現地面接 [二次面接]

- ①受入企業担当者様も同行で一次選抜合格者の中から最終合格者を決定
(筆記試験、実技試験及び面接試験)

(4) 家族懇談会

- ①最終合格者とその家族を招いた受入企業様との家族懇談会開催

(5) 母国側での事前講習等

- ①母国側の送出し機関の主導で、技能実習生は査証発行までの期間、日本語学習を中心に、日本の風俗、習慣を3ヶ月以上学習

(6) 技能実習生入国のための準備

- ①組合主導での技能実習生の申請書を作成、提出
- ②在留資格取得後に、現地日本大使館へ招聘書を提出し、査証を取得

IV. 受入から帰国までの流れ 2. 必要書類と受入準備

(1) 提出が必要な書類

- ①会社案内パンフレット、会社謄本
- ②その他、詳細は、お問合せください。

(2) その他準備事項等お願いすること

①技能実習指導員の配置

受入職種・作業に対して5年以上経験のある常勤者

- ②労働安全衛生法に定める労働安全衛生上に必要な措置を講じた技能実施施設の確保と整備
- ③技能実習生の万が一の病気や不慮の事故に備えた保障措置の確保
- ④技能実習計画に基づく技能実習の実施、入管法等の法令の遵守、技能実習記録の作成等
- ⑤生活指導員の配置

日本での生活、習慣、交通ルール、ごみの出し方等の指導

⑥技能実習生のための宿泊施設の提供

借上げアパート可

寝室の面積は4.5㎡/人以上必要、キッチン、風呂、トイレ

⑦技能実習生のため生活必需品の準備（次項参照）

生活必需品全般、中古品も可

IV. 受入から帰国までの流れ 生活必需品の例

寝具類		自炊用具類	
布団		炊飯器	
毛布		鉄製フライパン	
枕		普通鍋	
生活備品		まな板	
エアコン		包丁	
冷蔵庫		しゃもじ	
テレビ		茶碗	
洗濯機		箸	
食事用テーブル		どんぶり	
掃除用品		皿	
自転車		洗い桶	
その他		洗剤	
		その他台所用品	

IV. 受入から帰国までの流れ 3. 入国から帰国まで

(1) 入国後の集合講習

①技能実習生は、来日後、組合主導で日本での生活に関する*約1ヶ月間の講習

*『日本語』、『本邦での生活一般に関する知識』、『技能実習生の法的保護に必要な情報』、『本邦での円滑な技能等の習得に資する知識』

(2) 技能実習1号口の受入企業様への配属

①集合講習修了後、各受入企業様へ送迎

②技能実習1号口は、約11か月、企業様などで技術、技能、知識を習得
技能実習2号口、3号口への移行は組合が前端的にバックアップ

(3) 技能実習2号口への移行

①技能実習2号口への移行申請書を作成・提出し、技能検定基礎級相当を受験

②合格者は技能実習2号口へ移行

一旦帰国（1ヶ月以上）

(4) 技能実習3号口への移行

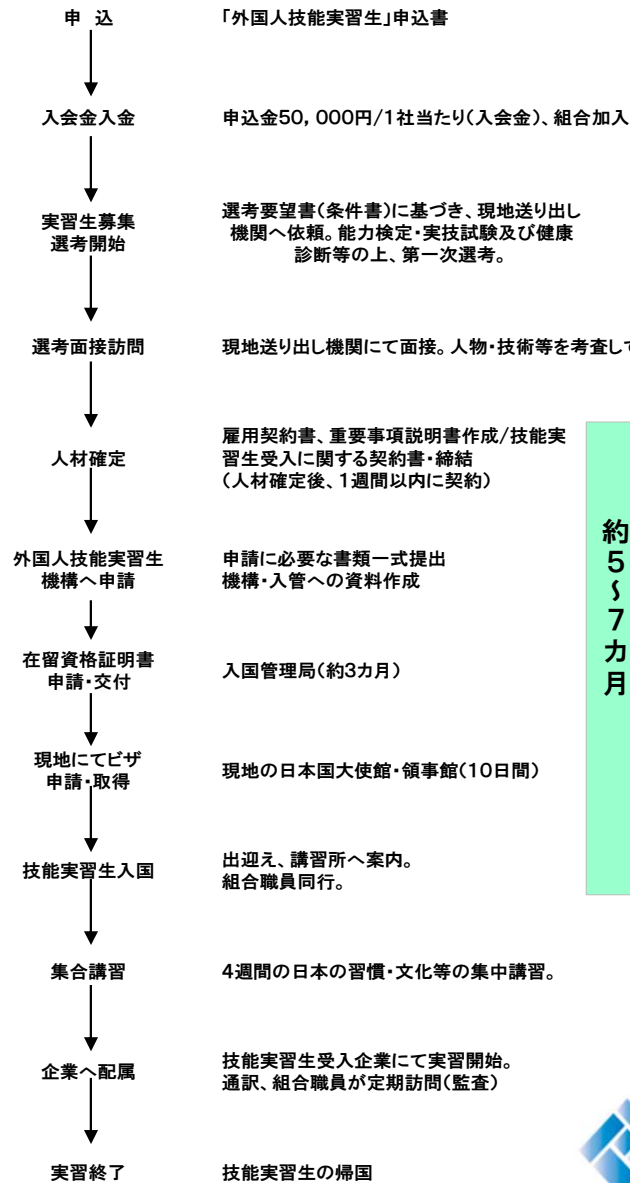
①技能実習3号口への移行申請書を作成・提出し、技能検定3級相当を受験

②合格者は技能実習3号口へ移行

(5) 技能実習終了後、帰国

①約5年の技能実習終了後、帰国

外国人技能実習生 受入れの流れ



約
5
〜
7
カ
月

現地での事前講習
ビザ取得までの期間を利用して、現地にて日本語・日本の生活習慣等を中心とした事前講習を実施。